



川内町内水面漁業協同組合内共第 23 号
 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内共第 23 号共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、やまめ、いわな、うぐいをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第 2 条 この漁場の区域内において、手釣、竿釣又は投網の漁具・漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭により申請しなければならない。
 - 3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該漁業の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第 1 項の承認を受けた者を言う。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。
 - 4 遊漁者は、直ちに、第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

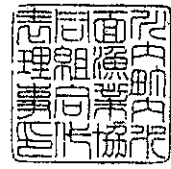
第 3 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	7 月 1 日 から 9 月 30 日まで
や ま め ・ い わ な	4 月 1 日 から 9 月 30 日まで
う ぐ い	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで

(禁止区域及び禁止期間)

第 4 条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
保 護 水 面 の 区 域	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで
むつ市川内町獅子畑 15・1 地先(右岸)及びむつ市川内町新田 302-4 地先(左岸)に設置されている農業用頭首工下流端から下流の基点アと基点イとを結ぶ線に至る間の川内川の区域	4 月 1 日 から 5 月 10 日まで



基点ア	むつ市川内町平中 81-1 川内川 右岸に知事が建設した標柱の位置
基点イ	むつ市川内町銀杏平 67 川内川 左岸に知事が建設した標柱の位置

(漁具・漁法の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。



漁具・漁法	規模
手釣・竿釣	1ヶ統
投網	1ヶ統 網の目合一辺 30mm以上

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな	15センチメートル

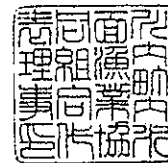
(尾数の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

魚種	尾数
あゆ、やまめ、うぐい	50尾
いわな	30尾

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料、中学生又は肢体不自由者のときは表に掲げる額の半額に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、50円を加算した額とする。



魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	手釣、竿釣	1日	400円
		1年	3,000円
あゆ	投網	1日	1,000円
		1年	4,000円
やまめ・いわな	手釣、竿釣	1日	400円
		1年	3,000円
うぐい	手釣、竿釣	1日	400円
		1年	3,000円
うぐい	投網	1日	1,000円
		1年	4,000円

2 遊漁料は次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合は当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 川内町内水面漁業協同組合事務所（むつ市川内町獅子畑 128 番地 1）
- (2) 大山家具店（むつ市川内町川内 315 番地）

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

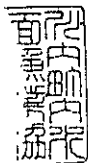
- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

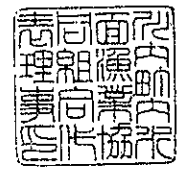
2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（県内共通遊漁の承認等に関する事項）

第10条 この漁場区域内において、青森県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、次表の1年当たりの遊漁料を納付しなければならない。





遊漁承認証別	魚種	漁具・漁法	遊漁料 (1年)
全漁種券	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます (蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣 竿釣	15,000 円
溪流魚券	やまめ、いわな、にじます、ひめます (蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣 竿釣	8,000 円



2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会

- 3 前項の遊漁承認証に記載する事項は前条第1項に準ずるものとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については、第8条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があった場合、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の遊漁者及び漁業者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。
 - 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。
 - 6 まき餌を使用してはならない。
 - 7 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。